

能代市国民保護計画

令和 7 年 3 月

能 代 市

は じ め に

この計画は、国民保護法やその他関連する法律、ジュネーヴ諸条約などの国際人道法に基づいたもので、万一の武力攻撃や緊急対処（大規模なテロ）などの不測の事態が発生した場合に、能代市にいるすべての人を保護するために策定したものです。

能代市では、万一、武力攻撃等（緊急処理事態における攻撃）の不測の事態が発生した場合には、住民の生命や身体、財産を守るため、この計画を基本に、国、県及び関係団体と連携して活動に当たりますので、住民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

争いのない平和な世界の実現は、人類共通の願いであり、この計画に想定される事態が決して起きないことを強く願っております。

令和7年3月

能代市長 齊 藤 滋 宣

目 次

第 1 編	総 論	1
第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	市及び関係機関の役割分担の概要	5
2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱	5
第 4 章	本市の地理的、社会的特徴	1 1
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	1 3
1	武力攻撃事態	1 3
2	緊急処理事態	1 7
第 2 編	平素からの備え	1 8
第 1 章	組織・体制の整備等	1 8
第 1	市における組織・体制の整備	1 8
1	市の各部局等における平素の業務	1 8
2	市職員の参集基準等	2 2
3	消防機関の体制	2 4
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	2 5
第 2	関係機関との連携体制の整備	2 6
1	基本的考え方	2 6
2	県との連携	2 6
3	近隣市町村との連携	2 7
4	指定公共機関等との連携	2 7
5	ボランティア団体等に対する支援	2 8
第 3	通信の確保	2 8
第 4	情報収集・提供等の体制整備	2 9
1	基本的考え方	2 9
2	警報等の伝達に必要な準備	3 0
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 1
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 3
第 5	研修及び訓練	3 5
1	研修	3 5

2	訓練	35
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	39
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	40
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	41
1	市における備蓄	41
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第4章	国民保護に関する啓発	43
1	国民保護措置（緊急処置保護措置）に関する啓発	43
2	武力攻撃事態等（緊急処置事態）において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
第3編	武力攻撃事態等（緊急処置事態）への対処	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	44
2	武力攻撃等（緊急処置事態における攻撃）の兆候に関する連絡があった場合の対応	46
第2章	市対策本部の設置等	47
1	市対策本部の設置	47
2	通信の確保	55
第3章	関係機関相互の連携	56
1	国・県の対策本部との連携	56
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	56
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	57
4	他の市町村に対する応援の要求、事務の委託	57
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	58
6	市の行う応援等	58
7	ボランティア団体等に対する支援等	59
8	住民への協力要請	59
第4章	警報及び避難の指示等	60
第1	警報の伝達等	60
1	警報の内容の伝達等	60
2	警報の内容の伝達方法	61

3 緊急通報の伝達及び通知	6 2
第 2 避難住民の誘導等	6 2
1 避難の指示の通知・伝達	6 2
2 避難実施要領の策定	6 3
3 避難住民の誘導	7 0
第 5 章 救援	7 4
1 救援の実施	7 4
2 関係機関との連携	7 4
3 救援の内容	7 5
第 6 章 安否情報の収集・提供	7 6
1 安否情報の収集	7 6
2 県に対する報告	7 7
3 安否情報の照会に対する回答	7 7
4 日本赤十字社に対する協力	7 8
第 7 章 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	7 9
第 1 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処	7 9
1 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処の基本的考え方 ..	7 9
2 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候の通報	7 9
第 2 応急措置等	8 0
1 退避の指示	8 0
2 警戒区域の設定	8 1
3 応急公用負担等	8 2
4 消防に関する措置等	8 3
第 3 生活関連等施設における災害への対処等	8 5
1 生活関連等施設の安全確保	8 5
2 危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の防止及 び防除	8 5
第 4 N B C 攻撃による災害への対処等	8 6
第 8 章 被災情報の収集及び報告	8 9
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	9 0
1 保健衛生の確保	9 0
2 廃棄物の処理	9 1
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	9 2
1 生活関連物資等の価格安定	9 2
2 避難住民等の生活安定等	9 2
3 生活基盤等の確保	9 2
第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	9 4
第 4 編 復旧等	9 6

第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共的施設の応急の復旧	96
第2章	武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧	97
第3章	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
第5編	緊急対処事態への対処	100
1	緊急対処事態	100
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	100

能代市国民保護計画用語集

【法令名、計画等名】

用 語	定 義
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）をいう。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成１５年政令第２５２号）をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）をいう。
基本指針	国民保護法第３２条に基づき、政府が、武力攻撃事態等（緊急対処事態）に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して、あらかじめ定める基本指針をいう。
県国民保護計画	国民保護法第３４条に基づき、秋田県知事が作成する「秋田県国民保護計画」をいう。
国民保護業務計画	国民保護法第３６条に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画をいう。

【組織、機関関連用語】

用 語	定 義
国対策本部	武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処措置の実施を推進するため、武力攻撃事態対処法第１０条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等（緊急対処事態）対策本部をいう。
県対策本部	本県の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施を総合的に推進するため、国民保護法第２７条に基づき、知事が設置する秋田県国民保護対策本部をいう。
市町村対策本部	市町村の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施を総合的に推進するため、国民保護法第２７条に基づき、市町村長が設置する市町村国民保護対策本部をいう。
指定行政機関	武力攻撃事態対処法第２条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、デジタル庁、出入国在留管理庁、スポーツ庁、観光庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法第２条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法第 2 条に基づき、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	国民保護法第 2 条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
消防機関	消防組織法第 9 条の規定により、市町村が消防事務を処理するための機関として設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。
消防組合	国民保護法第 6 2 条の規定により、消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法第 4 5 条に規定する緊急消防援助隊をいう。国内における大規模災害又は特殊災害(被災地の属する都道府県内の消防力をもっては対処できないもの)の発生に際し、被災地の消防の応援のため、消防庁長官の要請によって出動し、人命救助活動等を行うため都道府県ごとに編成された消防の部隊で、救助、救急、消火、航空部隊等がある。
自主防災組織	災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 1 0 2 条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設などが該当する。

【その他の用語】

用 語	定 義
国民保護措置（緊急 対処保護措置）	国民保護法第 2 条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。 イ 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置 ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 ニ 運送及び通信に関する措置 ホ 国民の生活の安定に関する措置 ヘ 被害の復旧に関する措置

緊急対処保護措置	国民保護法第１７２条の規定により、緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃事態対処法第２条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態対処法第２条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等（緊急対処事態）	武力攻撃事態対処法第１条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃事態対処法第２２条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。詳細は各兵器の欄を参照のこと。
核兵器	核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。
化学兵器	人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別出来る。
生物兵器	細菌・ウイルス・菌、またはそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性或いは悪影響を与える事を目的とした兵器の総称をいう。
武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）	国民保護法第２条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
ダーティボム	核兵器又は放射能の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜の致死又は悪影響を与えることを目的とするもの。
トリアージ	負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることをいう。
利用指針	武力攻撃事態等（緊急対処事態）における特定公共施設等の利用に関する法律（平成１６年法律第１１４号）第６条、第１０条、第１２条、第１３条、第１５条若しくは第１７条又は第２１条の規定に基づき、国対策本部長又は政府が定めることができる港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域又は電波の利用に関する指針をいう。

避難行動要支援者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々をいう。具体的には、ひとりぐらしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。
要避難地域	国民保護法第５２条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	国民保護法第５２条の規定により、住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）
特定物資	国民保護法第８１条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び秋田県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置（緊急対処保護措置）」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】

1. 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
2. 市が実施する次に掲げる国民の保護のための措置に関する事項
 - (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の復旧に関する措置
- 3. 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4. 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5. 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の機関との連携に関する事項
- 6. その他市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等（緊急対処事態）への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、知事への協議は要しない）。

第2章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重に最大限配慮し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 住民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においては、住民に対し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する正確な情報を、適時、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 避難行動要支援者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、高齢者、障がい者、要介護者、乳幼児等の避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保す

る。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置（緊急対処保護措置）に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

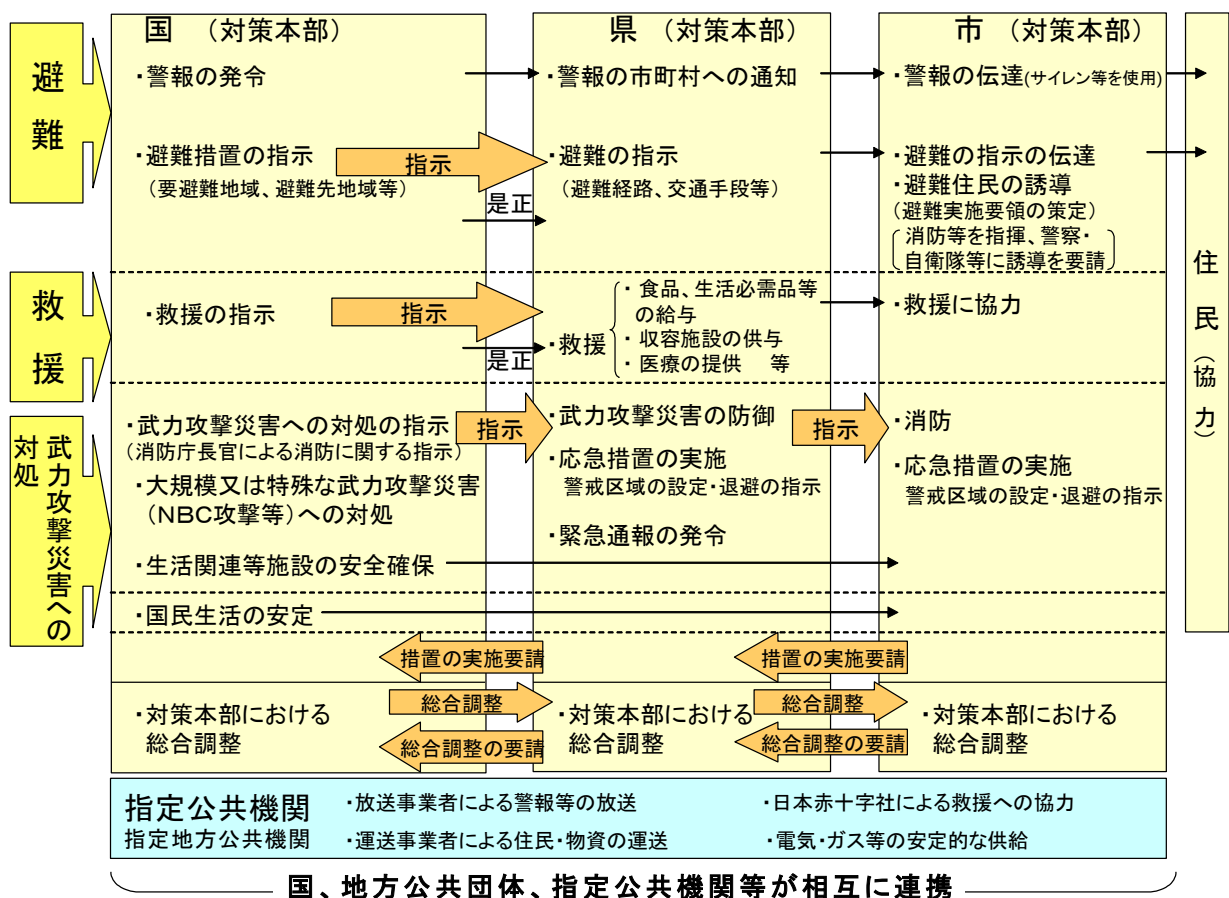
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

1 市及び関係機関の役割分担の概要

【国民保護措置（緊急対処保護措置）の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	1 国民保護計画の作成、見直し
	2 国民保護協議会の設置、運営

市	3	国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
	4	組織の整備、訓練
	5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施
	6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置の実施
	8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(2) 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
県	1	国民保護計画の作成、見直し
	2	国民保護協議会の設置、運営
	3	県対策本部等総合的推進組織の設置、運営
	4	組織の整備、訓練
	5	警報の通知
	6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を 越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難の措置
	7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
	8	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防除及び軽減、緊急通報 の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の対処に関する措置の実施
	9	生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定 に関する措置の実施
	10	交通規制の実施
	11	武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関する措置の実施

(3) 関係指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
東北管区警察局	1	管内各県警察の国民保護措置（緊急対処保護措置）及び相互 援助の指導・調整
	2	他管区警察局との連携
	3	管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

	4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財政局 (秋田財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 (秋田船川税関支署)	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
秋田労働局	1 被災者の雇用対策
東北農政局 (秋田県拠点)	1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安 監督部東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (秋田港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (秋田航空・航空路 監視レーダー事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部	1 航空機の安全確保に関する管制上の措置

仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の対処に関する措置
17 機関	

(4) 自衛隊

機 関 等 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自衛隊秋田地方協力本部	1 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における武力攻撃の排除措置による被害の極小化 2 武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施及び関係機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の支援等
陸上自衛隊 東北方面総監部 第9師団司令部 第21普通科連隊 (秋田駐屯地)	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部 (加茂分屯基地) 航空支援集団司令部 (秋田分屯基地)	

(5) 関係指定公共機関

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医療等	日本赤十字社 (秋田県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	独立行政法人国立病院機構 (あきた病院)	1 医療の確保
道路	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所、青森管理事務所、横手工事事務所)	1 被災時における管理道路の応急復旧
電気	東北電力株式会社(秋田支店) 東北電力ネットワーク株式会社	1 電気の安定的な供給

	(秋田支社)	
運送	東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支店) ジェイアールバス東北株式会社 (秋田支店) 日本航空株式会社 (秋田支店) 全日本空輸株式会社 (秋田支店) 日本貨物鉄道株式会社 (秋田営業支店) 新日本海フェリー株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (東日本支社北東北支店秋田店) 西濃運輸株式会社 (秋田支店) 日本通運株式会社 (仙台支店ロジスティクス第二部) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
通信	東日本電信電話株式会社 (宮城事業部 秋田支店) KDD I 株式会社 (au 秋田支店) ソフトバンクテレコム株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な通信の優先的取扱い
放送	日本放送協会 (秋田放送局)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
その他	日本銀行 (秋田支店) 日本郵便株式会社 (秋田中央郵便局)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 1 郵便事業を営む者
	2 2 機関	

(6) 指定地方公共機関

分類	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
放送	株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

	株式会社エフエム秋田	
	株式会社秋田ケーブルテレビ	
運送	秋田中央交通株式会社	1 避難住民の運送
	秋北バス株式会社	2 旅客の運送の確保
	羽後交通株式会社	
	由利高原鉄道株式会社	
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	
	公益社団法人秋田県トラック協会	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保
医療	一般社団法人秋田県医師会	1 医療の確保
	秋田県厚生農業協同組合連合会	
	公益社団法人秋田県看護協会	
	一般社団法人秋田県薬剤師会	
	一般社団法人秋田県歯科医師会	
ガス	東部瓦斯株式会社(秋田支社)	1 ガスの安定的な供給
	のしろエネルギーサービス株式会社	
	一般社団法人秋田県L P ガス協会	
建設	一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること
	20 機関	

第4章 本市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、秋田県の北西部に位置し、東は北秋田市と上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町、藤里町に接し、東西約30km、南北約35km、面積は426.950km²となっている。

地勢は、東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する1級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れ、その下流部には能代平野が広がっており、そのほとんどが居住地と農地になっている。その両側は広大な台地が広がり、大部分が農用地として活用されている。

また、東南部には房住山を主体になだらかな丘陵地が、西部には日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在している。

(2) 気候

本市の気候は四季の移り変わりが明瞭で、対馬暖流の影響で年間の平均気温は10℃前後と温暖だが、冬は低温で、日本海側特有の北西の強い季節風により吹雪になる日も多く、降雪日数は平均70日程度ある。

(3) 人口分布

人口は、五能線能代駅周辺から南側、国道7号周辺までと米代川の北側、向能代地区まで連続して市街地、住宅地が形成され、人口の約半数が集中しており、二ツ井地域では奥羽本線二ツ井駅の東南に市街地が形成されている。

また、65歳以上の高齢者人口は全国平均29.1%、本県で39.3%、能代市では40%を超え、今後さらに高齢化が進むものと予想される。

※全国平均は、令和4年9月15日、県平均は令和5年7月1日時点で集計

地域別人口と世帯数等（令和6年3月末日現在）

地 区	主 な 地 名 等	人 口	世 帯 数	高 齢 者	高 齢 化 率
本 庁	上町外住居表示地区、中川原、鳥小屋、大瀬儘下	18,517	9,829	7,667	41.40%
榺	昇平岱、寿域長根、田子向、松長布、大内田	6,911	3,322	2,368	34.26%

向能代	向能代、落合、須田、竹生、荷八田、朴瀬	7,540	3,596	2,832	37.56%
扇 渕	鰯渕、扇田	1,837	858	784	42.67%
檜 山	田床内、檜山、中沢、大森、母体	794	384	418	52.64%
鶴 形	鶴形	534	247	281	52.62%
浅 内	河戸川、浅内	3,039	1,453	1,330	43.76%
常 盤	久喜沢、槐、常盤、外割田、天内	1,255	596	688	54.82%
二ツ井	富根地区以外の二ツ井地域	6,418	3,181	3,293	51.31%
富 根	富根	1,045	498	604	57.80%
合 計		47,890	23,964	20,234	42.25%

※高齢者及び高齢化率は、65歳以上の人口で集計

(4) 道路の位置等

本市の道路網は、高規格幹線道路としては、秋田市方面から国道7号に沿って日本海沿岸東北自動車道があり、現在二ツ井白神ICまで繋がっている。

国道は、秋田市方面（南側）から大館市方面（東側）へと繋がる国道7号（新潟市～青森市）、秋田市を起点に日本海沿岸を通して青森県西津軽地域へと結ぶ国道101号があり、いずれの路線も本市にとって市民生活や経済面などあらゆる面で最重要路線となっている。

また、県道として能代五城目線、能代二ツ井線、常盤峰浜線、二ツ井森吉線の主要地方道4路線のほか、周辺町村や市内の各地区を結ぶ一般県道12路線があり、周辺町村や主要な集落を結ぶ路線として位置づけられている。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、主要鉄道路線として、国道7号に沿うように秋田市方面から大館市方面に向かって走る奥羽本線（青森市～福島市）、その他国道101号に沿うように日本海沿岸を青森県西津軽方面に走る単線非電化路線の五能線（能代市～青森県田舎館村）がある。

港湾は、米代川河口南側に位置し、重要港湾としての指定を受けている能代港があり、岸壁は、水深－13m、延長260m、4万トンクラスの船舶が寄港可能な岸壁が1バースのほか、水深－10mが1バース、－7.5mが2バースある。そのほか、能代港に隣接する東北電力能代火力発電所の揚炭栈橋、－14m、延長340m、6万トンクラス1バースと－7.5mの専用栈橋1バースがあり、地域の産業を支える港湾として利用されている。

さらに、洋上風力発電事業が能代港港湾区域内及び促進区域で始まっており、能代市は日本の洋上風力発電事業のフロントランナーとして「エネルギーのまち」を推進し、産業振興や雇用創出、人材育成及び地域活性化などの取り組みを進めている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、次の2つの事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条）

※ 武力攻撃事態等の認定は、国際情勢、相手国の意図、軍事的行動等を総合的に勘案して判断されるものであり、当時の政府の判断と国会の承認によることとなる。

武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針により示されており、それぞれの事態の様相、留意事項については、次のとおりである。

事態類型	
(1) 着上陸侵攻	【事態様相】 他国が武力を行使して、海又は空から地上部隊などを我が国の領土に直接着上陸させ、侵攻する事態。着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 船舶により上陸を行う場合には、接岸容易な沿岸部が、航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高い。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど攻撃目標となる施設によっては、二次被害の発生が想定される。 【留意事項】 事前準備が可能であり、戦闘が予定される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。

	広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、終結後の復旧が課題となる。
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	【事態様相】 我が国を攪乱、或いは本格侵攻等の準備のため、ゲリラや特殊部隊といった兵力を我が国に潜入させ、施設を破壊するため、隠密・奇襲的に行動する。そのため、警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動等を察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。都市部の行政施設、石油コンビナート、発電所、ダム等の施設が攻撃目標と考えられ、攻撃目標の施設によっては、二次被害の発生も想定され、放射性物質を混入された爆弾（ダーティボム）の使用も想定される。 【留意事項】 事態の状況によっては、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。 住民の避難については、市町村と県、県警察は、海上保安部及び自衛隊と連携し、状況に応じて、攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要がある。
(3) 弾道ミサイル攻撃	【事態様相】 弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、我が国に向け発射し、攻撃する事態。弾頭は、通常弾頭、核弾頭、生物兵器弾頭、化学兵器弾頭が想定される。 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）を特定することは困難である。 さらに、極めて短時間で着弾することが予想される。弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃	【事態様相】 周囲を海に囲まれた我が国の地理的な特性等から航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃はその意図が達成されるまで反復されることも考えられる。安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連施設に対する攻撃の場合には、被害が拡大することが想定される。 航空攻撃が行われれば、対応する時間が少なく、攻撃目標を特定することは困難である。都市部、ライフラインのインフラ施設が攻撃目標と考えられる。通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が想定される。 【留意事項】 攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。被害の拡大防止のため、生活関連等施設の安全確保措置を実施する必要がある。
----------	--

さらに、上記の4類型において、大量破壊兵器（核兵器（N:Nuclear weapon）、生物兵器（B:Biological weapon）、化学兵器（C:Chemical weapon）のこと。）を使用しての攻撃が行われる場合の事態様相、留意事項については、次のとおりである。

大量破壊兵器を使用した攻撃 （NBC攻撃）	①核兵器等（N） 【事態様相】 被害は、当初は主に核爆発による熱線、爆風、初期放射線によって、物質の燃焼、建築物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に発生し、その後初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する中性子誘導放射線により、爆心地周辺において被害を受ける。また、爆発時に生じ、上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下する放射能を持った物質（放射性降下物）により広範囲の地域に被害が拡大することが想定される。 放射性降下物による被害は一般的に、放射性降下物が皮膚に付着することにより皮膚が被ばくし、あるいはこれを吸飲したり、汚染された飲料水や食物を摂取することにより内部被ばくする。 また、ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
----------------------------------	--

【留意事項】

避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって皮膚被ばくを抑制するほか、口、鼻を汚染されていないタオル等で保護することや疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域の立入制限を確実に行之、避難住民の誘導や医療提供する要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。

また、核攻撃においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗車員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

②生物兵器（B）

【事態様相】

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、人から人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否かにより被害の範囲が異なるが、人を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が拡大することが考えられる。

【留意事項】

厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等疾病監視により、感染源、感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行う必要がある。

③化学兵器（C）

【事態様相】

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

【留意事項】

国、県等関係機関の連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台等に誘導するなど避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた緊急医療活動を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが必要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・文教施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局等における平素の業務】

部 名	課 名	平 素 の 業 務
共通	共通	1. 所管する財産、施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
総務部	総合防災課	1. 市国民保護協議会の運営に関すること。 2. 市国民保護対策本部に関すること。 3. 市国民保護計画の見直しに関すること。 4. 実施体制の整備に関すること。 5. 関係機関との連携体制の整備に関すること。 6. 警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関すること。 7. 避難施設の指定等に関すること。 8. 救援の実施体制の整備に関すること。 9. 生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 10. 物資及び資材の備蓄、整備等に関すること。 11. 国民保護措置（緊急対処保護措置）の研修及び訓練に関すること。 12. 国民保護に関する普及・啓発に関すること。

	総務課	1. 職員の参集体制の整備に関する事。 2. 職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 3. 庁内電源及び通信線確保対策に関する事。 4. 特殊標章及び特殊標章等の交付及び管理体制の整備に関する事。 5. 安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	財政課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）用車両の確保と配車体制の整備に関する事。 2. 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算に関する事。 3. 市有財産の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	税務課	1. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）に係る減免措置に関する事。
	契約検査課	1. 総務部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
会計課		1. 総務部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
選挙管理委員会事務局		1. 総務部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
監査委員事務局		1. 総務部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
議会事務局		1. 議員の安否確認に関する事。 2. 議員への災害情報等の提供に関する事。 3. 議員からの災害情報等の収集・整理に関する事。
企画部	総合政策課	1. 企画部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
	移住定住推進課	1. 企画部又は他の部に属する各事務の協力に関する事。
	市民活力推進課	1. 住民避難誘導体制の整備に関する事。 2. ボランティアに関する事。
	地域情報課	1. 広報体制の整備に関する事 2. 報道関係機関との連絡調整に関する事。 3. 情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
市民福祉部	福祉課	1. 義援物資、義援金、見舞い金及び弔慰金等の配分・支給のための体制の整備に関する事。 2. 障がい者等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。
	子育て支援課	1. 保育所児童等の安全確保体制の整備等に関する事。 2. 保育所児童等の応急保育体制の整備に関する事。 3. 乳幼児等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。
	長寿いきがい課	1. 高齢者等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。

	健康づくり課	1. 医療の確保体制の整備に関すること。 2. 救援における医療の提供及び助産の体制整備に関すること。 3. 住民の健康維持、保健衛生体制の整備に関すること。 4. 毒物、劇物施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	市民保険課	1. 避難施設の運営体制の整備に関すること。 2. 市民生活相談体制の整備に関すること。
環境産業部	環境衛生課	1. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生に起因する公害の検査及び廃棄物処理体制の整備に関すること。 2. 危険動物・ペット等の管理体制の整備に関すること。 3. 埋葬及び火葬のための体制の整備に関すること。
	商工労働課	1. 商業施設、工業団地施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 鉄道、路線バス等公共交通機関の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあっせん体制の整備に関すること。
	観光振興課	1. 観光施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	エネルギー産業政策課	1. 風力発電所、火力発電所の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. 能代港の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
農林水産部	林業木材振興課	1. 木材産業施設、林道等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	農業振興課	1. 主食副食物の調達・あっせん体制の整備に関すること。 2. 農地及び農業用施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達・あっせん体制の整備に関すること。 4. 農道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 5. 水産漁業関係施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	ねぎ課	1. 農林水産部又は他の部に属する各事務の協力に関すること。
農業委員会		1. 農林水産部又は他の部に属する各事務の協力に関すること。
都市整備部	都市整備課	1. 建設用資機材の調達・あっせん体制の整備に関すること。 2. 輸送事業者との連絡・調整体制の整備に関すること。 3. 公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 4. 長期避難住宅の供与体制の整備に関すること。 5. 応急仮設住宅の供与体制の整備に関すること。
	道路河川課	1. 市が管理する道路、橋梁等の保安対策に関すること。 2. 道路の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること。

		3. 道路交通の確保・規制のための体制の整備に関する事。 4. 除雪体制の整備に関する事。 5. 河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関する事。 6. 水防活動の総合調整のための体制の整備に関する事。 7. 砂防関係の応急対策体制の整備に関する事。
	下水道課	1. 下水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	水道課	1. 水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 2. 飲料水の確保、供給体制の整備に関する事。
二ツ井地域局	総務企画課	1. 市対策本部等との連絡体制の整備に関する事。 2. 二ツ井地域内の関係機関との連携体制の整備に関する事。 3. 二ツ井地域内の警報、緊急通報及び避難・退避の指示等の連絡体制の整備に関する事。 4. 二ツ井地域内の救援の実施体制の整備に関する事。 5. 二ツ井地域内の生活関連等施設・大規模集客施設等の把握、保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。 6. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の参集体制の整備に関する事。 7. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 8. 庁内電源及び通信線確保対策に関する事。 9. 二ツ井地域内の市民生活相談体制の整備に関する事。 10. 二ツ井地域内の住民避難誘導体制の整備に関する事。 11. 二ツ井地域内の安否、被災情報の収集体制の整備に関する事。 12. 二ツ井地域内の情報システムの保安対策、被災情報の収集体制の整備に関する事。
	市民福祉課	1. 二ツ井地域内の避難施設の運営体制の整備に関する事。 2. 二ツ井地域内の義援物資、義援金等の配分のための体制の整備に関する事。 3. 二ツ井地域内の障害者等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 4. 二ツ井地域内の保育所児童等の安全確保体制の整備等に関する事。 5. 二ツ井地域内の乳幼児等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 6. 二ツ井地域内の高齢者等の避難行動要支援者の安全確保、支援体制の整備に関する事。 7. 二ツ井地域内の医療の確保体制の整備に関する事。 8. 二ツ井地域内の住民の健康維持、保健衛生体制の整備に関する事。

	環境産業課	1. ニツ井地域内の商業施設、工業団地施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. ニツ井地域内の鉄道、路線バス等公共交通機関の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 3. ニツ井地域内の災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあっせん体制の整備に関すること。 4. ニツ井地域内の農地及び農業用施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 5. ニツ井地域内の農道・林道の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	建設課	1. ニツ井地域内の公園施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 2. ニツ井地域内の長期避難住宅の供与体制の整備に関すること。 3. ニツ井地域内の道路、橋梁等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 4. ニツ井地域内の道路交通の確保・規制のための体制の整備に関すること。 5. ニツ井地域内の除雪体制の整備に関すること。 6. ニツ井地域内の河川の被災情報の収集・連絡体制の整備に関すること。 7. ニツ井地域内の砂防関係の応急対策体制の整備に関すること。 8. ニツ井地域内の水道施設の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。 9. ニツ井地域内の飲料水の確保、供給体制の整備に関すること。
教育部	教育総務課	1. 職員の参集体制の整備に関すること。 2. 教育委員会所管施設等の保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	学校教育課	1. 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること。
	生涯学習・スポーツ振興課	1. 文化財に係る保安対策、被災情報の収集体制の整備に関すること。
	能代教育事務所	1. 教育部又は他の部に属する各事務の協力に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務課長が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の対処に必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等（緊急処理事態における攻撃）が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常時消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情報収集体制	総務部長、防災危機管理監及び総合防災課職員が参集
②緊急事態連絡体制	市長、副市長、部長級、次長級、課長級、課長補佐級職員が参集。ただし、個別の状況に応じ、指示を受けた職員が参集
③国民保護対策本部体制	全ての職員が各庁舎又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	全ての部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全ての部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

幹部職員及び総合防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び総合防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長(市長)	副市長	総務部長	企画部長
副本部長(副市長)	総務部長	企画部長	市民福祉部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保及び仮眠設備の確保等を行う。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置（緊急対処保護措置）が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置（緊急対処保護措置）についての研修を実施するとともに、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）の認定があった場合には、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容	担当課
損失補償（法第 159 条第 1 項）	特定物資の収用に関すること。（法第 81 条第 2 項）	福祉課
	特定物資の保管命令に関すること。（法第 81 条第 3 項）	福祉課
	土地等の使用に関すること。（法第 82 条）	税務課
	応急公用負担に関すること。（法第 113 条第 1 項・5 項）	総合防災課
損害補償（法第 160 条）	国民への協力要請によるもの （法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）	総合防災課
不服申立てに関すること。（法第 6 条、175 条）		総務課
訴訟に関すること。（法第 6 条、175 条）		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等（緊急処理事態）が継続している場合及び国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように努める。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行なうこと等により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣消防機関との応援体制の整備等消防機関相互の連携が図られるよう努める。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院や医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知、自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社秋田県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等（緊急対処事態）においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備と確保に努める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）および全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）および全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、国からの連絡通信を確保する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）の状況、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

留意事項	・情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）時において確実な利用ができるよう、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行う際には、地理的条件や交通事情等を想定し、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供する際には、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、情報セキュリティー等に留意しながら、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるようデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等について周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との

協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号 国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容通知を受けたときに伝達する市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮してその伝達方法を定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	日本 その他（ ）
⑥ 国籍	
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
* 備考	

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の所在及び連絡先について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
能 代 市

1 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 能代市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員や国民保護に関する実践的知識を有する職員を育成するため、消防大学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練を実施し、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連

携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等（緊急処理事態）に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材等や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（2）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 情報伝達訓練及び広報訓練
- ⑤ 特殊災害訓練

（3）訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置（緊急対処保護措置）と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置（緊急対処保護措置）についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）

への対応に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害（緊急対応事態における災害）への対応に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

①地図（管内図・都市計画図・住宅地図等）

（※ 人口分布、世帯数等のデータ）

②道路網一覧

（※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等のリスト）

③輸送力のリスト

（※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

④避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

⑤備蓄物資のリスト

（※ 備蓄物資の所在地、数量）

⑥生活関連等施設のリスト

⑦関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧

⑧自治会・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（※ 代表者の住所、連絡先等）

⑨消防機関のリスト

（※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）

（※ 消防機関の装備資機材のリスト）

⑩避難行動要支援者名簿

（※ 要支援者名簿、個別避難支援計画等）

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、集団で避難する場合の方法等について、意見交換や避難訓練等を通じて確認できるよう配慮する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を想定し、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整するものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

◎輸送力に関する情報

- ①保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

◎輸送施設に関する情報

- ①道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理している公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、県の措置に準じて警戒等の措置を講じる。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置（緊急対処保護措置）のための備蓄と防災のための備蓄を相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用することを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等（緊急対処事態）が長期にわたった場合においても、国民保護措置（緊急対処保護措置）に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との必要な体制の整備に努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ、その適切な保存を図る。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等（緊急処理事態）において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置（緊急処置保護措置）に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な広報媒体の活用や、研修会の実施等により、国民保護措置（緊急処置保護措置）の重要性について継続的に啓発を行う。またその際には、高齢者、障がい者、外国人等に配慮し、実態に応じた啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育が行われるよう努める。

2 武力攻撃事態等（緊急処理事態）において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等（緊急対応事態）への対応

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

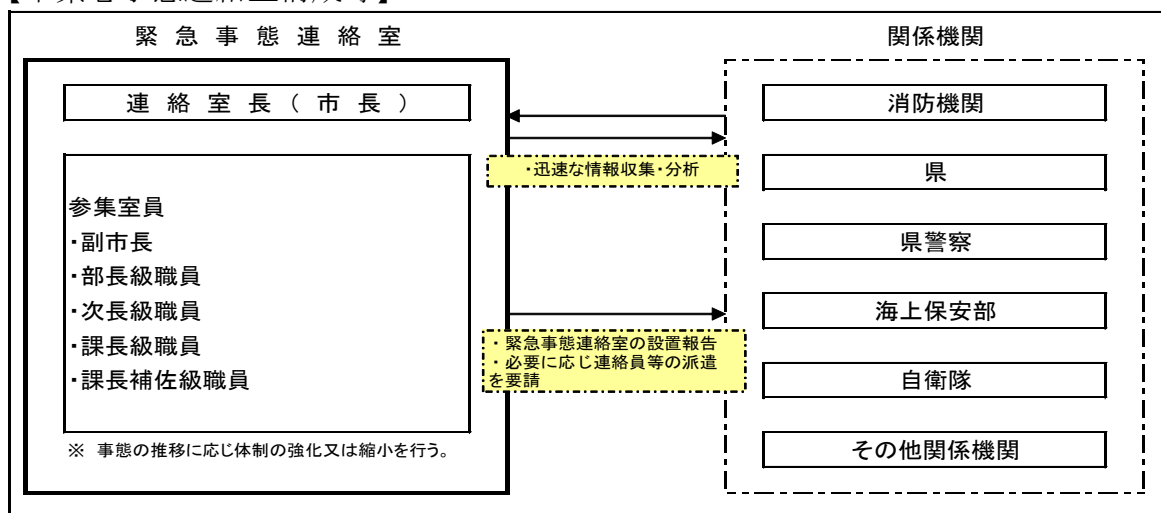
多数の死傷者の発生や建造物の破壊等、具体的な被害が発生した場合、また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合など、武力攻撃事態等（緊急対応事態）や緊急対応事態の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対応するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対応に必要な要員により構成する。

【市緊急事態連絡室構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び連絡室職員等に報告するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及びその他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨、県に報告するものとする。この場合、緊急事態連絡室は迅速な情報の収集及び提供

のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、関係各機関等との連絡調整に当たるとともに、消防機関の活動状況を踏まえ、必要に応じて、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

その際、市は、警察機関と緊密な連携を図るものとする。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、国民保護法に基づき、必要に応じて退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

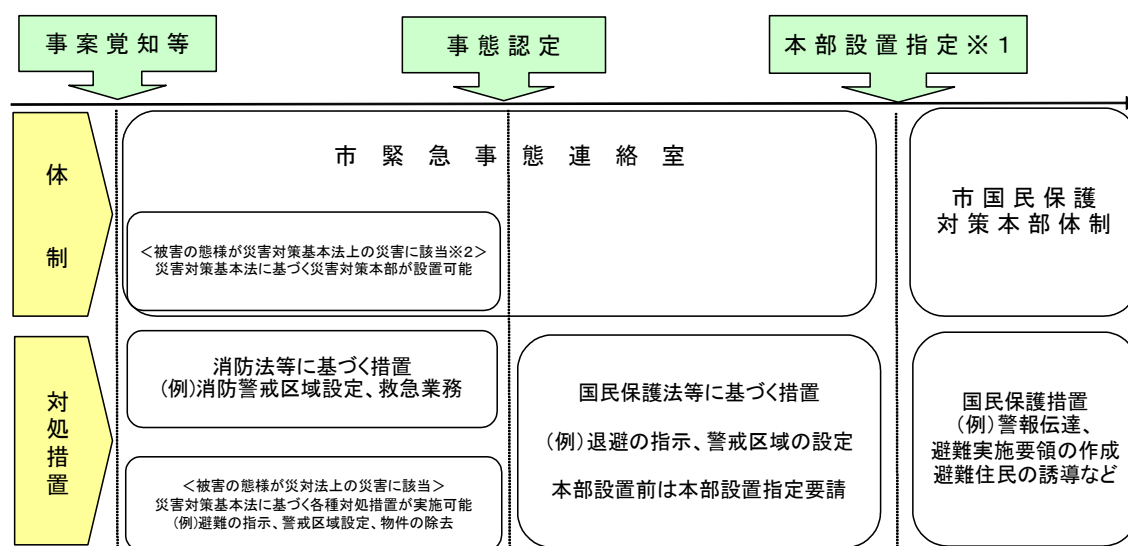
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

なお、市対策本部の設置に先立って、災害対策本部等の「他の計画に基づく組織」を設置していた場合は、必要な調整を行い、市対策本部に移行した上で、当該「他の計画に基づく組織」を廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等（緊急対処事態における攻撃）の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置手順

① 市対策本部の設置

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けると同時に市対策本部を設置する。

市対策本部設置前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

② 市対策本部員及び職員の参集等

市は、市対策本部の設置と市対策本部員及び職員の参集について、地域防災計画に基づく職員緊急連絡網により、通知・伝達する。

③ 市対策本部の開設

市は、市本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

④ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、交代要員の確保、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑤ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として市二ツ井町庁舎を指定する。なお、市二ツ井町庁舎にも市対策本部を設置できない場合は、市長の判断により、他の施設に設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

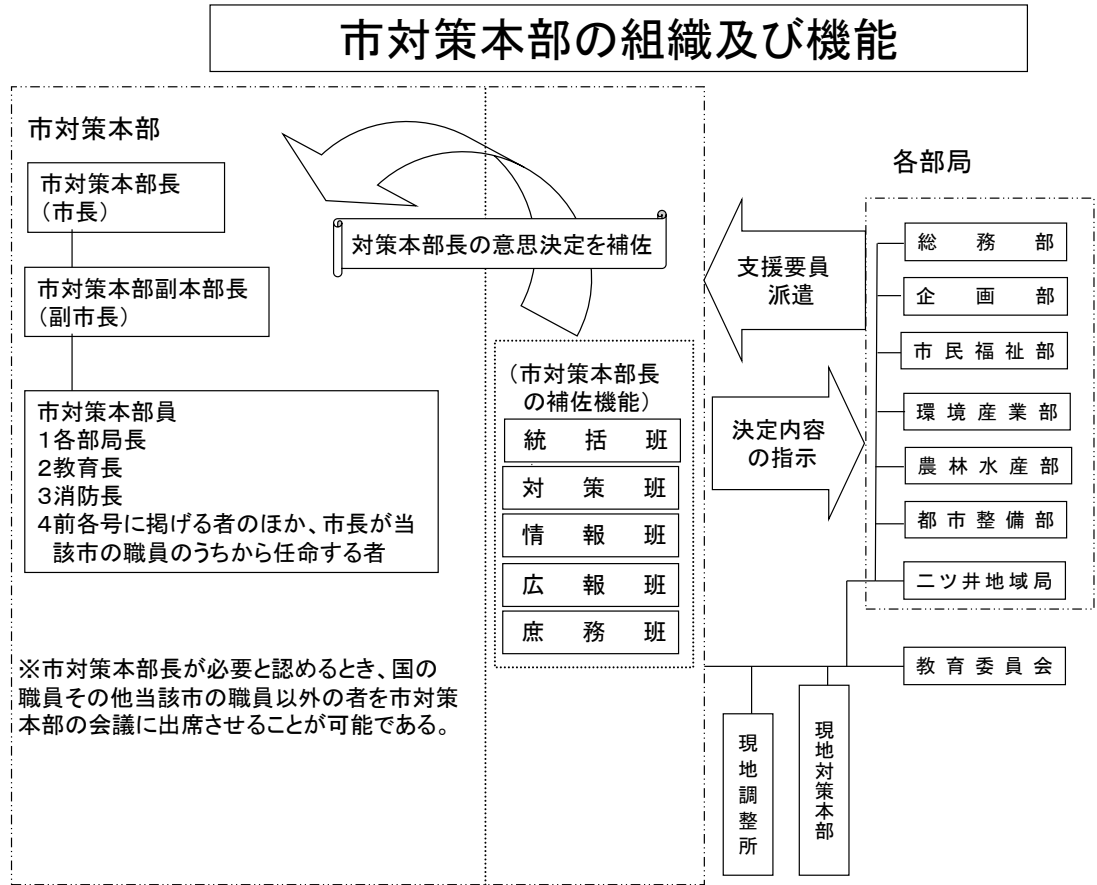
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するために必要がある

と認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

- (3) 市対策本部の組織構成及び機能
- 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部の補佐機能の編成】

班	機 能
統括班 (総合防災課)	- 市対策本部会議の運営に関する事項 - 情報班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班 (総務課)	- 市が行う国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する調整 - 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

情報班 (地域情報課)	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置（緊急対処保護措置）等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班 (地域情報課)	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班 (総務課)	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部 名	課 名	武力攻撃事態等（緊急処理事態） における業務
共通	共通	1. 所管する財産、施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。
総務部	総合防災課	1. 初動情報の処理に関すること。 2. 実施体制の確立に関すること。 3. 市対策本部等の運営に関すること。 4. 関係機関との連携に関すること。 5. 避難・退避に関すること。 6. 県及び自衛隊等の派遣要請および連絡・調整に関すること。 7. 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関すること。 8. 避難施設の指定等に関すること。
	総務課 (会計課) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	1. 備蓄物資の管理に関すること。 2. 職員の参集に関すること。 3. 職員の安否、被災情報に関すること。 4. 復旧に関すること。 5. 庁内電源及び通信線の確保に関すること。 6. 安否情報の収集・提供に関すること。 7. 赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理に関すること。
	財政課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る予算措置に関すること。 2. 市公用車の管理、運用等に関すること。
	契約検査課	1. 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要する資材及び物品の購入調達に関すること。
	税務課	1. 被災情報の収集、調査に関すること。 2. 市税の減免措置に関すること。
議会事務局		1. 議員の安否確認に関すること。 2. 議員への災害情報等の提供に関すること。 3. 議員からの災害情報等の収集・整理に関すること。
企画部	市民活力推進課	1. 住民避難誘導に関すること。

	(総合政策課) (移住定住推進課)	2. ボランティアの支援に関すること。
	地域情報課	1. 報道関係機関との連絡調整に関すること。 2. 記者発表に関すること。 3. 広報資料、記録写真等の収集、保管に関すること。 4. その他広報に関すること。 5. 情報システムの運用及び安全確保、被災情報に関すること。 6. 防災行政無線等の運用に関すること。
市民福祉部	福祉課	1. 義援物資、義援金、見舞い金及び弔慰金等の受付、保管及び配分・支給に関すること。 2. 障がい者等の避難行動要支援者の安全確保に関すること。 3. 救援に関すること。
	子育て支援課	1. 保育所児童等の安全確保に関すること。 2. 保育所児童等の応急保育に関すること。 3. 乳幼児等の避難行動要支援者の安全確保に関すること。
	長寿いきがい課	1. 高齢者等の避難行動要支援者の安全確保に関すること。
	健康づくり課	1. 医療の確保に関すること。 2. 救援における医療の提供及び助産に関すること。 3. 臨時の医療施設の開設に関すること。 4. 毒物、劇物施設の安全確保、被災情報に関すること。
	市民保険課	1. 市民生活相談に関すること。 2. 避難施設の運営に関すること。
環境産業部	環境衛生課	1. 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生に起因する公害及び廃棄物処理に関すること。 2. 危険動物・ペット等の管理に関すること。 3. 埋葬及び火葬に関すること。
	商工労働課 (観光振興課)	1. 商業施設、工業団地施設等の安全確保、被災情報に関すること。 2. 鉄道、路線バス等公共交通機関の安全確保、被災情報に関すること。 3. 災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就業のあっせんに関すること。
	エネルギー産業 政策課	1. 風力発電所、火力発電所の安全確保、被災情報に関すること。 2. 能代港の安全確保、被災情報の収集に関すること。
農林水産部	林業木材振興課	1. 木材産業施設、林道等の安全対策、被災情報に関すること。
	農業振興課 (ねぎ課) (農業委員会)	1. 主食副食物の調達・あっせんに関すること。 2. 農地及び農業用施設等の安全確保、被災情報の収集に関すること。 3. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達・あっせんに関すること。 4. 農道の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 5. 水産漁業関係施設等の安全確保、被災情報に関すること。

都市整備部	都市整備課	1. 建設用資機材の調達・あっせんに関する事。 2. 緊急物資等運送に係る運送事業者との連絡・調整に関する事。 3. 公園施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 4. 長期避難住宅の供与に関する事。 5. 応急仮設住宅の供与に関する事。
	道路河川課	1. 道路、橋梁等の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 国土交通省、県及び東日本高速道路(株)所管に係る道路の被災情報及び連絡・調整に関する事。 3. 道路交通の確保・規制に関する事。 4. 河川の被災情報及び連絡・調整に関する事。 5. 水防活動の総合調整に関する事。 6. 砂防関係の応急対策に関する事。 7. 土木施設災害復旧に関する事。
	下水道課	1. 下水道施設の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。
	水道課	1. 水道施設の安全確保、応急対策、被災情報に関する事。 2. 飲料水の確保、供給に関する事。
二ツ井地域局	総務企画課	1. 市対策本部等との連絡・調整に関する事。 2. 二ツ井地域内の関係機関との連携に関する事。 3. 二ツ井地域内の避難・退避に関する事。 4. 二ツ井地域内の救援に関する事。 5. 二ツ井地域内の情報システムの運用及び安全確保、被災情報に関する事。 6. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の参集に関する事。 7. 二ツ井町庁舎に勤務する職員の安否、被災情報に関する事。 8. 庁内電源及び通信線確保対策に関する事。
	市民福祉課	1. 二ツ井地域内の避難施設の運営に関する事。 2. 二ツ井地域内の住民避難誘導に関する事。 3. 二ツ井地域内の安否情報の収集・提供に関する事。 4. 二ツ井地域内の市民生活相談に関する事。 5. 二ツ井地域内の義援物資、義援金等の受付、保管及び配分に関する事。 6. 二ツ井地域内の障害者等の避難行動要支援者の安全確保に関する事。 7. 二ツ井地域内の保育所児童等の安全確保に関する事。 8. 二ツ井地域内の乳幼児等の避難行動要支援者の安全確保に関する事。 9. 二ツ井地域内の高齢者等の避難行動要支援者の安全確保に関する事。 10. 二ツ井地域内の医療の確保に関する事。 11. 二ツ井地域内の臨時の医療施設の開設に関する事。

	環境産業課	1. ニツ井地域内の商業施設、工業団地施設等の安全確保、被災情報に関する こと。 2. ニツ井地域内の鉄道、路線バス等公共交通機関の安全確保、被災情報に 関すること。 3. ニツ井地域内の災害対策のための労働力の確保及び被災者に対する就 業のあっせんに関すること。 4. ニツ井地域内の農地及び農業用施設等の安全確保、被災情報に関するこ と。 5. ニツ井地域の農道、林道の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。
	建設課	1. ニツ井地域内の公園施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関するこ と。 2. ニツ井地域内の長期避難住宅の供与に関すること。 3. ニツ井地域内の道路、橋梁等の安全対策、応急対策、被災情報に関する こと。 4. ニツ井地域内の道路交通の確保・規制に関すること。 5. ニツ井地域内の河川の被災情報及び連絡・調整に関すること。 6. ニツ井地域内の砂防関係の応急対策に関すること。 7. ニツ井地域内の水道施設の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。 8. ニツ井地域内の飲料水の確保、供給に関すること。
教育部	教育総務課 (能代教育事務所)	1. 職員の参集に関すること。 2. 教育委員会所管施設等の安全確保、応急対策、被災情報に関すること。
	学校教育課	1. 児童、生徒、教職員の安全確保に関すること。
	生涯学習・ スポーツ振興課	1. 文化財に係る安全確保、応急対策、被災情報に関すること。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等（緊急対処事態）において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、新聞、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

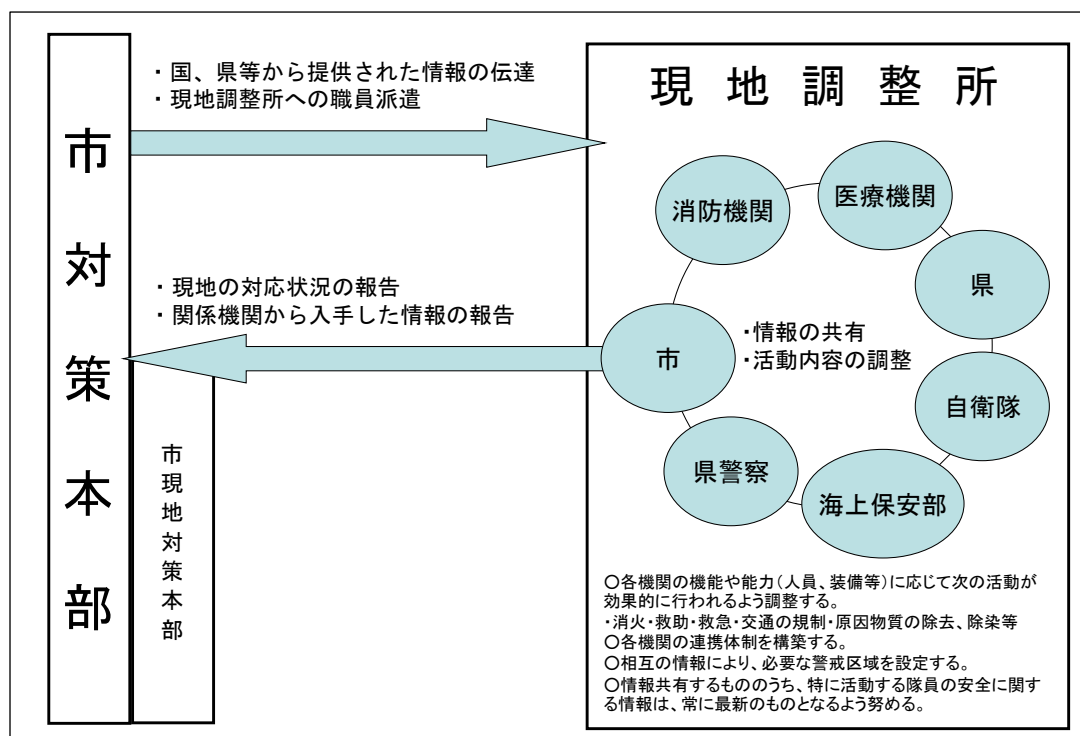
市長は、被災現地における国民保護措置（緊急対処保護措置）の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を総合的に推進するため、各種の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため市が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、通常の電話回線、県総合防災情報システム、携帯電話、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の通信回線を使用して、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の復旧措置を迅速に行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において通信輻輳により混信等が生じた場合、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなどして通信の確保に努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置（緊急対処保護措置）に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への要請を行うよう求めるものとする。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長又は当該市町村の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため、事務の全部又は一部

を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する

国民保護措置（緊急対処保護措置）と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、個人、事業所等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

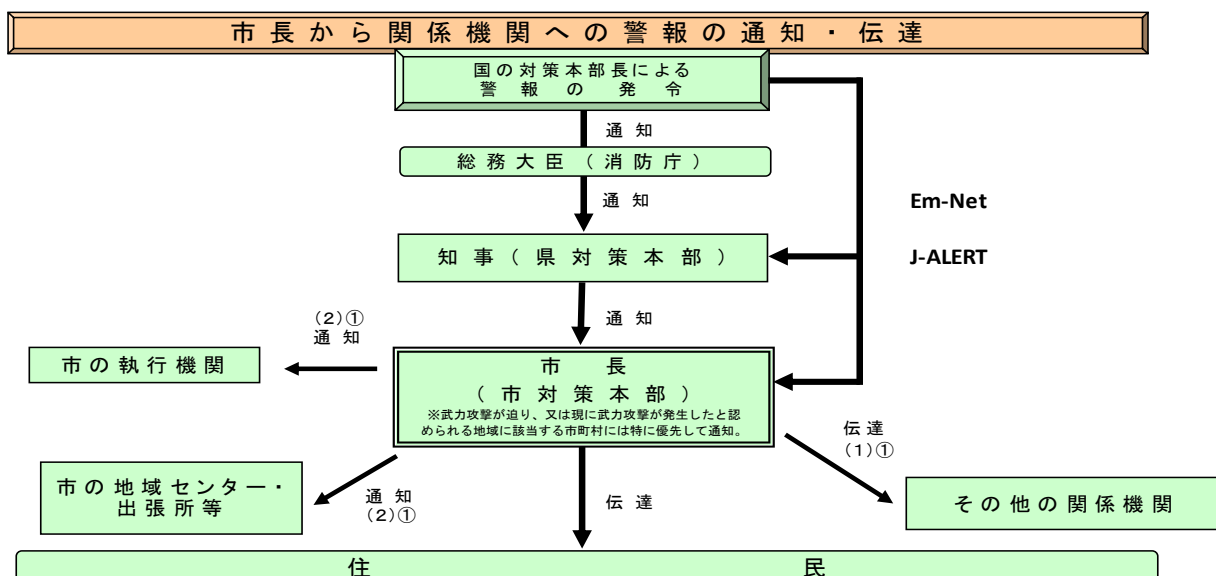
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



※市長はホームページ (<https://www.city.noshiro.lg.jp/>) に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達させる。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線や拡声装置を搭載する広報車等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や拡声装置を搭載する広報車、ホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も検討する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等による周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に

配慮するものとし、具体的には避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

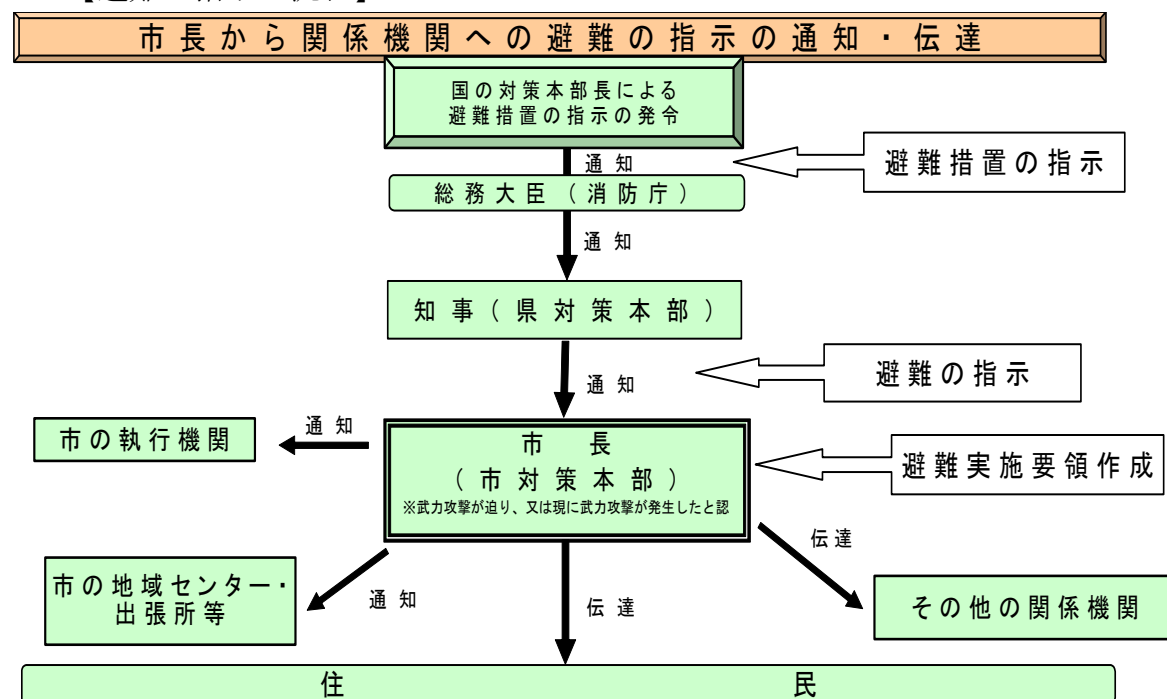
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成の際の主な留意事項】

①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

- ・避難が必要な地域を住所等で可能な限り具体的に明示。
- ・避難の実施単位を自治会、事業所等地域の実情に応じて適切な単位で記載。

②避難先

- ・避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載。

③一時集合場所及び集合方法

- ・避難住民の誘導や運送の拠点となる集合場所等の住所及び名称等を可能な限り具体的に明示。
- ・集合場所への交通手段を記載。

④集合時間

- ・避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導の開始時間などを可能な限り具体的に記載。

⑤集合に当たっての留意事項

- ・集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載。

⑥避難の手段及び避難の経路

- ・集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路等避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載。

⑦市職員、消防職団員の配置等

- ・避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載。

⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

- ・高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載。

⑨要避難地域における残留者の確認

- ・要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載。

⑩避難誘導中の食料等の支援

- ・避難誘導中の避難住民に食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう支援内容を記載。

⑪避難住民の携行品、服装

- ・避難誘導が円滑にできるよう、避難住民の必要最低限の携行品、服装について記載。

⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

- ・問題が発生した際の緊急連絡先を記載。

(2) 武力攻撃事態の態様に応じた避難実施要領策定の留意事項

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの

警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階に避難することとなる。）

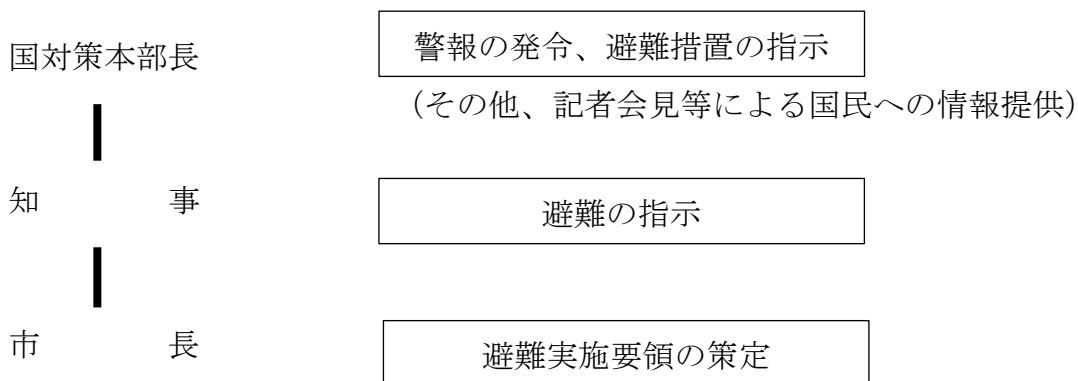
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 国対策本部長が、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を持たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置（緊急対処保護措置）を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(3) 避難実施要領の策定のため事前調整等

- ① 避難の指示の内容確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態等）
- ② 事態の状況把握（警報の内容や被災情報の分析、自主避難等住民の動向）
- ③ 避難住民の概数把握と県への報告
- ④ 避難誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難）
- ⑤ 運送手段の調整（運送事業者との連絡体制、一時避難場所の選定等）
- ⑥ 要支援者の避難誘導への対応方法（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、交通規制の確認と調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選任）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊等の行動と国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

【避難実施要領の参考例】

避難実施要領（参考例）

能代市における住民の避難は、県知事の「避難の指示」の内容（１．要避難地域 ２．避難先地域 ３．主要な避難の経路 ４．避難のための交通手段その他避難の方法 ５．住民の避難に関して関係機関が講ずる措置の概要）に従って次の方法で行うものとする。

秋 田 県 能 代 市 長

〇〇月〇〇日〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

能代市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 能代市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB 市立B 1 中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合： 能代市A 1 地区の住民は、〇日〇時を目途に、能代市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際には、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号を利用して、B 市立B 1 中学校体育館に避難する。

鉄道の場合： 能代市A 1 地区の住民は、〇日〇時を目途に、J R 〇〇線△△駅前広場に集合する。その際には、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、△△駅までの経路としては、できるだけ県道〇〇線又はA A 通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。B 市B 1 駅到着後は、B 市職員及び能代市職員の誘導に従って、主に徒歩でB 市立B 1 中学校体育館に避難する。

- (2) 能代市のA 2 地区の住民は、B 市のB 2 地区にあるB 市立B 2 中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

…………… 以 下 略 ……………

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。

(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要するものに対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会、町内会など、地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下の通りとする。

能代市対策本部 担当 能代太郎 TEL 0185-XX-XXXX FAX 0185-XX-XXXX

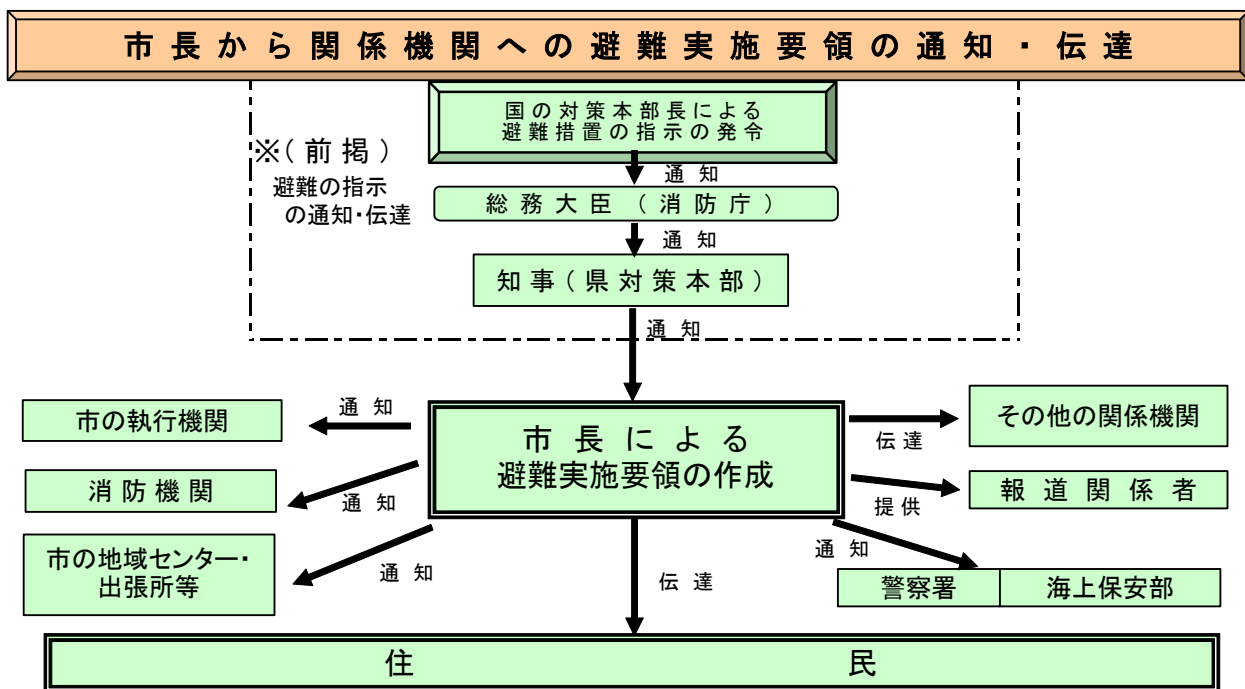
…………… 以 下 略 ……………

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民が迅速な対応を取れるよう、関係する地域の住民に関わる情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、海上保安部長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

なお、夜間の避難誘導の際には、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自

主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長、町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理状況を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置（緊急対処保護措置）が円滑に実施できるよう、必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）（ゲリラ、特殊部隊に

よる攻撃等に際しては、被害が局地的限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づく説明を行い、説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が予測される場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市が管理する道路について、通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど、広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、前記に掲げる措置以外の措置についても、知事が実施する措置について必要な補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から救援に関する事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から救援に関する事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から救援に関する事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等（緊急対処事態）における国民の保護の措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

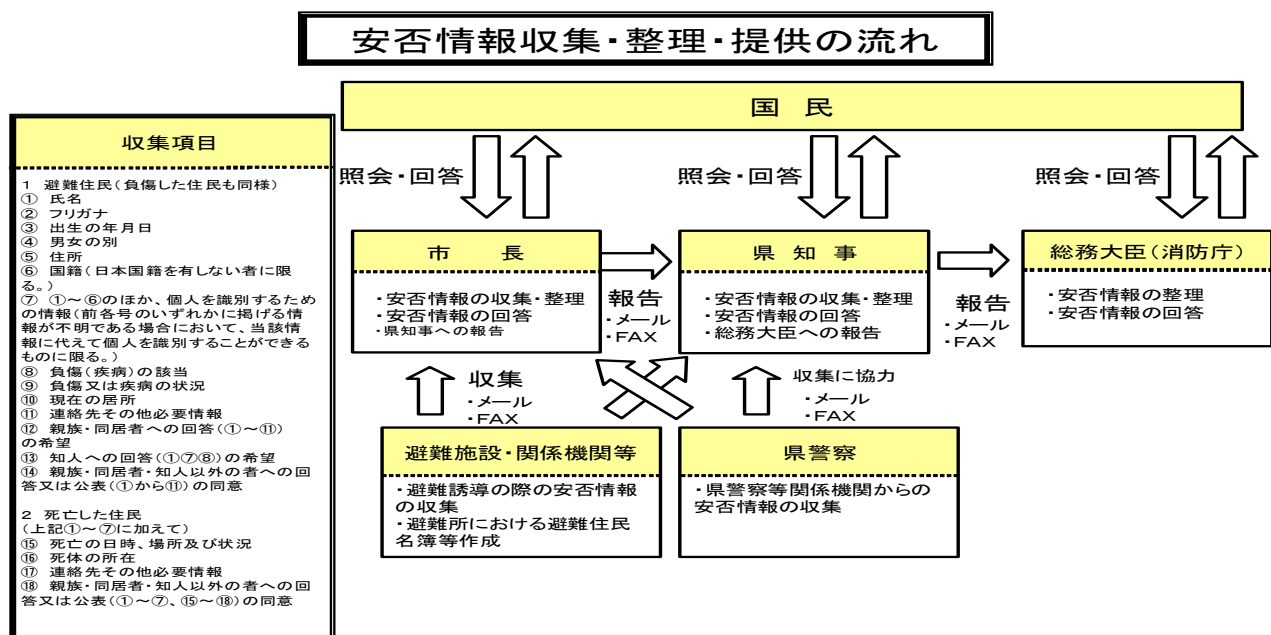
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協

力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安

否情報項目を様式第5号により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社秋田県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

第1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置（緊急対処保護措置）を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（参考例）】

- ◎ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ◎ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ない

いと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等（緊急処理事態）においては、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等

を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除又は軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）への対処を行うとともに、消防団は、市を管轄する消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じて、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合は、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、市を管轄する消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市が被災地以外である場合において市長が、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、水防管理者又は市を管轄する消防長は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設については、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在

市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第１２条の３）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウまでの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、安全の確保を最優先にして、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方

針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、最新の情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、安全の確保を最優先にして、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して対応可能な範囲内で措置を講ずる。

①核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員については、防護服を着用させ、被ばく線量の管理を行う等、安全確保に十分配慮する。

②生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止

		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、収集した被災情報の第一報を、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報の提供を行う。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、飲料水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して応急飲料水の供給について要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と

連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）においては、生活関連物資が不足することとも想定されるため、県と連携しつつ、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等（緊急処理事態）において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、市が管理する道路等の公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置（緊急対処保護措置）を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

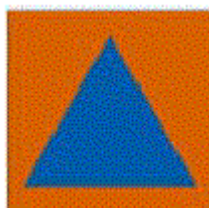
第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のため使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面		裏面	
	（この証明書を交付等する許可権者の印を記載するための余地）		
身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			
氏名/Name -----			
生年月日/Date of birth -----			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----			
交付等の年月日/Date of issue -----		発行番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----		所持者の署名/Signature of holder -----	
有効期限の満了日/Date of expiry -----			

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、水防管理者及び市を管轄する消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な援助について協力をする者

③ 市を管轄する消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置（緊急対処保護措置）に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害（緊急対処事態における災害）が発生した場合には、その管理する道路等の公共的施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）による被害が発生したときは、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧を行うこととし、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害（緊急処理事態における災害）により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等

市が国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置（緊急対処保護措置）に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要した費用で市が支弁したもののについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）において、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置（緊急対処保護措置）の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等（緊急処理事態）におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等（緊急処理事態）への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

能代市国民保護計画

(令和 7 年 3 月変更)
(平成 1 9 年 2 月策定)

能代市総務部総合防災課